

平成27年3月23日

保護者の皆様へ

神奈川県立中央農業高等学校長

充実した学年末・学年始め休業のために

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、3月26日（木）から4月3日（金）まで学年末・学年始め休業となり、休日・週休日を含めると11日間生徒は学校から離れて生活することとなります。この期間は、一年間を振り返り生活の反省や学習のまとめを行うとともに、家族や仲間とのコミュニケーションを通じて、新たな学年における様々な取組みに向けた目標を明確にし、生徒一人ひとりの自己実現に向けてスタートするための期間でもあります。

しかしながら、中には、思わぬ事件や事故に巻き込まれたり、深夜徘徊、飲酒、喫煙や薬物乱用などの問題行動を始めたりするきっかけになることがあります。

そこで、子ども達が、安全で有意義な時間が過ごせるように子どもとの意思疎通を十分に図っていただくなど、ご家庭での指導をお願いいたします。

1 学業についてのお願い

休業明け、4月8日（水）に基礎力診断テストを実施します。あらかじめOne Weekトライアルを配布しておりますので、自ら進んで学習し、基礎学力の定着を図るようお願いいたします。

2 生活指導全般についてのお願い

学年末・学年始め休業中に、万一重大な事故、事件があった場合は必ず学校に連絡してください。

- (1) 県内の高等学校において、休業期間中に不審者が校内に侵入し、暴力行為、窃盗行為等を行う事故が発生しています。学年末・学年始め休業中に登校する時には、自分の安全を守るため、複数で行動することや、校内で不審な人物を見たらすぐに職員室に連絡してください。万一事故にあった場合の対応について、まず自分の安全の確保、二次被害の防止、救護措置、さらに家族や学校、警察に連絡することなどの確認をしてください。
- (2) 交通事故が多発していることを踏まえ、ご家庭でも交通安全教育への取組みをお願いします。また、自転車乗車中の携帯電話及びイヤホン等の使用、歩行者の保護等や通行区分の遵守等自転車の安全利用について注意をお願いします。
- (3) 旅行や登山等を計画している生徒は、事前に学校に計画書を提出してください。友達・仲間との旅行が非行や問題行動に結びつきやすいと言われていています。また、遠方へ出かけるときは、事故について十分な注意をお願いします。
- (4) アルバイトについては、労働基準法等の関連法規等に留意し、健康上、そして危険防止の観点から、夜間作業や危険を伴う作業が禁止されていることを確認願います。また、アルバイトや旅行をする場合には、保護者の承認を得て、学校に届けを出してください。
- (5) 服装の乱れは生活の乱れにつながると心配されます。外出するときの服装には特に留意し、高校生らしい服装をさせてください。
- (6) 当番実習、部活動等で登校するときは、必ず制服、通常の通学方法で登校し、無断で欠席しないように注意してください。（※欠席の場合は、必ず学校に連絡してください。）

(7) 高校生の刑法犯が増加しております。特に、飲酒、喫煙、万引き、乗り物盗、薬物乱用が心配されます。子どもの動向には十分に注意してください。

(8) 覚せい剤、大麻、MDMA、危険ドラッグ等の薬物を高校生が入手しやすくなっている状況を踏まえ、薬物乱用の防止に向けて指導をお願いします。危険ドラッグには、法律に反しないなどと偽って販売されるものが蔓延していますので、特に注意するように指導してください。

※参考 保健体育課ホームページ「脱法ハーブ指導資料「脱法ハーブ」にNO！」

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/450093.pdf>

(9) 電子メールを利用したいじめや迷惑行為、出会い系サイトやインターネットの掲示板を利用した事件、ソーシャルメディアへの書き込み等、情報通信ネットワークに潜む危険性を理解させ、パソコンや携帯電話等へのフィルタリング設定をするなど情報機器を適切に利用するよう指導してください。

(10) 生徒が盗撮・痴漢行為やわいせつ行為の被害に遭ったり、不審者から逃げようとした際に暴力をふるわれたりする事案が発生しています。また、生徒・卒業生宅へ電話をして、金銭をだまし取ろうとする「振り込め詐欺」や、学校関係者を名乗り卒業生宅へ進路先や携帯電話番号を聞き出そうとする事案が繰り返し起こっています。このようなことが起こった場合には、速やかに学校、警察に連絡してください。

(11) 夜間に、中学校の友人等から呼び出し電話があっても外出させないでください。その友人が脅迫されて呼び出しをさせられている場合があります。軽い気持ちで出かけて行くと、暴行、恐喝を受けることがあるので注意してください。

(12) 学年末・学年始めは、部活動やホームルームなど仲間同士で集まる会を持ち、開放感から喫煙・飲酒が起りやすい時期であることを踏まえ、あらためて休業前に注意喚起してください。

(13) 神奈川県青少年保護育成条例が改正され、平成23年4月1日から施行されました。その中で、「保護者は深夜（午後11時から午前4時）に青少年を外出させてはならない」と定められております。また、無断外泊も問題行動の原因となります。家庭においては、生徒の生活ルールづくりにつきまして指導をよろしくお願いします。

※参考 県ホームページ「神奈川県青少年保護育成条例について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p26719.html>

(14) 生徒が鉄道の利用に際し、有効な乗車券を持たずに乗車したり、小児運賃・料金を乗車したりする事案が多く発生していることから、不正乗車することがないようにあらためて指導をお願いします。

3 社会的マナーについて

電車やバスの車内を含めた公共の場でのマナー違反、社会的モラルにかけた行動や、集団で違法行為を繰り返すことについて、多くの苦情が寄せられています。日頃、学校で指導しておりますが、家庭でも規範意識の醸成に努めてください。

4 災害に備えた緊急体制の確認について

地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、再確認をお願いします。

連絡先 中央農業高等学校	046-231-5203
教育相談窓口担当：総括教諭 加来（かく）	